

1. 会長及び副会長の選出結果について

委員 12 名中、会長については 11 名（1 名は投票辞退）、副会長については 12 名全員が、事務局提案に賛成。

よって、以下のとおり、会長及び副会長を決定させていただきます。

役職	氏名	備考
会長	原田 敬美	学識経験者
副会長	山際 幸平	学識経験者

2. 議事について

議第 3 号 蕨市景観計画（案）について

ご質問・ご意見等	市の考え方（回答）
<p>今回、新たに計画を策定しますので、事前に景観計画や景観条例について理解していただくことが必要と考えます。</p> <p>また、工事中も外観について確認し、景観形成基準に適合していない建築物については取り壊しをするなど、厳しく対応すべきだと思います。</p>	<p>景観計画公表後は、ホームページ等により、半年程度の周知期間を設けて、景観まちづくりに取り組んでいきます。</p> <p>景観形成基準に適合していない場合には、指導、勧告・公表、変更命令などにより対応していきます。</p>
<p>蕨駅西口の駅前通りにも空き店舗が増加していますが、人と人が行き交うメインの通りとして、活性化が必要だと思います。</p> <p>また、商業・業務地では「にぎわいのあるまちなみの景観をつくる」とありますが、商店街の店舗が建て替えられて戸建や集合住宅になってきています。</p> <p>商店街として守るような建築物への規制などはないのでしょうか。どんどんお店が減ってしまい残念です。</p>	<p>商業・業務地では、にぎわいが感じられることを景観形成基準の配慮事項として定めており、空き店舗対策をはじめとして、商業の活性化が図られるように誘導していきます。</p> <p>また、商店街の空き店舗等については、現在策定中の「蕨市中心市街地活性化プラン」などに基づき、進めていきます。</p>
<p>「第 7 章 行為の制限に関する事項」に「景観法に基づき」という記載がありますが、「蕨市景観条例」が制定されたため、具体的な届出対象行為などを定めている「蕨市景観条例」を追加し、「景観法及び蕨市景観条例に基づき」としてはいかがでしょうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、別添 1のとおり修正させていただきます。（20 ページ）</p>

<p>「第10章 計画の進め方」の「(2)景観形成の推進方策」に、「景観審議会の設置」と記載があります。</p> <p>景観審議会は既に設置されているので、これから設置するものと誤解される可能性があります。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、誤解が生じないように、その前段の文章を、別添2のとおり修正させていただきます。(35 ページ)</p>
<p>「第10章 計画の進め方」の「(2)景観形成の推進方策」に、「助成制度の活用促進等」について記載があります。</p> <p>「費用の一部を助成する制度について周知に努めながら」とありますので、既に運用中の制度があれば、その名称を記載すると、より分かりやすいと思います。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、別添3のとおり修正させていただきます。(36 ページ)</p>

議第4号 特定生産緑地の指定（案）について

ご質問・ご意見等はありませんでした。

第7章 行為の制限に関する事項

良好な景観形成の方針に基づき景観形成を進めるため、景観形成基準を定めます。

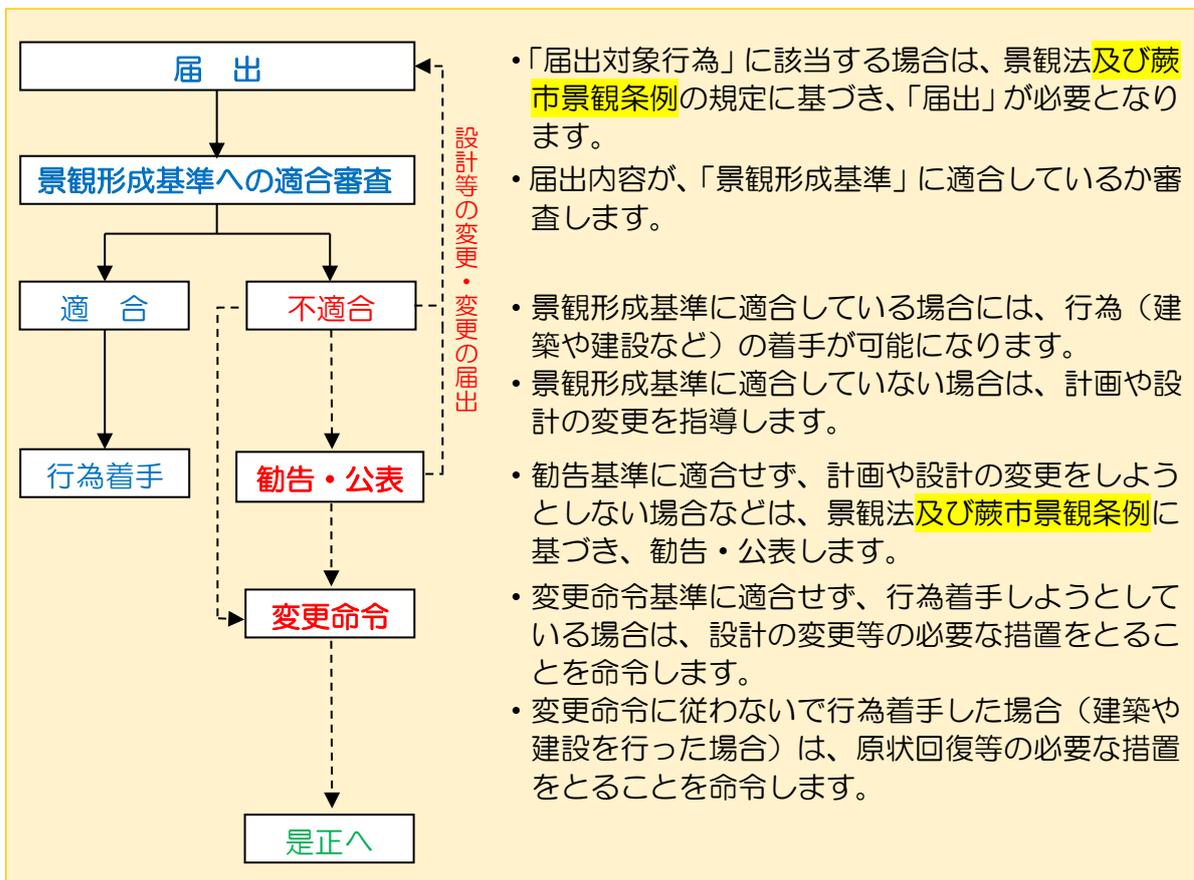
また、景観法及び蕨市景観条例に基づき良好な景観に及ぼす影響の大きさや特性を考慮し、届出が必要となる行為（建築物の建築や工作物の建設などの行為）を「届出対象行為」として定めます。

景観形成基準のうち、「配慮事項」は、「届出対象行為」だけでなく全ての行為において遵守することが望まれる事項です。

また、「勧告基準」は、「届出対象行為」において当該基準に適合しない場合に、勧告及び公表を行うことができる基準となります。

さらに「変更命令基準」は、当該基準に適合しない場合に、変更命令を行うことができる基準となります。

図 手続き等のフロー



(2) 景観形成の推進方策

■ 良好な景観形成の推進体制づくり

景観づくりの各主体がそれぞれの役割を果たし、協働することによって、効果的な景観づくりが進められるよう、次に示す組織体制を構築して推進していきます。

○ 景観審議会の設置

景観審議会は、専門家や、各種団体の代表者などで構成され、本計画に基づく、市民・事業者・行政の取り組みを効果的に連携させる協働組織として、審議、連絡調整や情報交換の場となるものです。景観計画の変更や景観重要建造物・樹木の指定手続きなど、景観施策に関わる重要事項を審議する役割を担うとともに、本計画の運用などについて評価・検証していきます。

○ 景観推進団体の認定

蕨市まちづくり条例に基づくまちづくり協議会など、景観づくりに取り組む団体については、必要に応じ、蕨市景観条例に基づき、「景観推進団体」として認定し、支援していきます。

■ 主体的な景観づくりに向けて

市民・事業者などの参加を促すため、景観づくりに対する意識を高めていくと同時に、必要な情報を適切に公開していきます。また、景観形成上の課題、景観づくりの将来方向などを共有することが重要であるため、次のような取り組みを進めていきます。

○ 景観計画の周知

景観づくりの将来方向などを市民・事業者と共有するため、市のホームページやパンフレットの配布などにより、景観計画の周知を図ります。

また、景観形成方針や景観形成基準については、建築事例や具体例を示しながら、建築物の計画・設計の参考となる「色彩ガイドライン」や「景観づくりの手引き」などを作成します。

○ 景観づくりに関する意識啓発・情報提供

景観づくりは、市民一人ひとりが景観づくりの主体であることを認識し、行政と連携することが不可欠です。このため、景観に関する「生涯学習まちづくり出前講座」の開催などにより、市民参加の必要性について理解を促します。

また、景観形成上の課題を共有するとともに、規制誘導に関わる制度の理解を促すため、適切な情報の提供に努めます。

加えて、景観づくりに取り組む団体に対しては国などの支援制度、景観づくりに関わる講演会・勉強会の開催情報など、市民が主体となった景観づくりを支援する視点から有効な情報の提供に努めます。

別添 3 (黄色マーカ一部分を修正)

○ 助成制度の活用促進等

景観形成重点地区においては、景観形成基準に適合する建築などの行為に対するし、費用の一部を助成する「まちづくり事業助成金」制度について、周知に努めながら良好な景観づくりを促進します。

また、市民などの積極的な景観づくりを支援するため、「景観推進団体」に対しては、活動費用の一部を助成する制度の導入を検討します。

(3) 景観計画の見直し

本計画は、「コンパクトシティ 蕨」将来ビジョンや都市計画マスタープランなどの上位・関連計画の見直しや、景観に大きな影響を及ぼす社会経済の変化などにより、必要に応じて見直すこととします。

また、各主体の景観づくりに対する理解の深まりや意識の高まりなどを通じて、新たな景観形成方針などの検討が進められた場合には、景観審議会などの所定の手続きを経て、必要に応じ、計画を見直していきます。